

未熟児養育医療制度について(ご案内)

未熟児養育医療は、出生時の体重が2,000グラム以下または身体の発育が未熟なまま生まれた赤ちゃんが、指定養育医療機関で入院治療を受ける場合に、医療の給付を行う制度です。

1. 対象になるのは、

次の条件をみたす指定養育医療機関の医師が入院治療を必要と認めた赤ちゃんです。

- ① 出生時の体重が2,000グラム以下または身体の発育が未熟なまま出生した1歳未満の児
- ② 長浜市に住所を有すること

2. 給付の対象は、

- ◇入院中の診察、処置、看護や薬剤、治療材料
- ◇入院中の食事代（ミルク代）

3. 公費負担の範囲は、

- ① 入院治療費のうち、医療保険適用後の自己負担額に対して公費負担されます。
- ② 高額医療費が適用になる方は、加入している健康保険組合等に請求手続きを行ってください。
- ③ 医療費は世帯の市民税額に応じて自己負担額を除いた費用を、未熟児養育医療として給付します。（食事療養費（ミルク代）は未熟児養育医療として給付）
- ④ ③の自己負担額は、長浜市では乳幼児福祉医療費助成制度により助成しています。請求の手続きは不要ですが保険医療課で、乳幼児福祉医療費受給券の交付を受けておいてください。
- ⑤ 養育医療制度では、保険が適用されない費用（例：おむつ代、文書料等）は、給付対象外（自己負担）ですので医療機関へお支払ください。

(参考図) 病院に支払う費用の内訳

医療費				食事療養費 ミルク代	差額室料、 おむつ代等
健康保険組合等の 負担	高額 療養費	乳幼児 福祉医療	※ 養育医療	養育医療	自己負担

※世帯の所得税額に応じて自己負担額が、定められますが、長浜市では乳幼児福祉医療費助成制度により助成しています。

4. 申請の方法は、

次の書類を、長浜市健康推進課（ながはまウェルセンター内）または、北部健康推進センター（高月保健センター分室）へ、提出して下さい。

- ① 養育医療給付申請書
- ② 養育医療意見書（指定医療機関の主治医に記入をしてもらってください。）
- ③ 世帯調書

- ④ 市民税に関する証明（世帯調書に記載されている18歳以上の方全員分について必要です。）
※賦課期日に長浜市在住で、健康推進課職員が市民税課税状況について代行確認することを同意している場合は不要です。

この場合は、⑥同意書の記入をしてください。

※④～⑥のいずれかが
必要です

- ⑤ 生活保護に関する証明（生活保護を受けておられる世帯の方）

- ⑥ 同意書 世帯調書に記載した18歳以上の方を記入してください。

同意者自らが署名を行ってください。

代理人の方が署名される場合は委任状(任意の様式)が必要になります。

- ⑦（持ち物）健康保険証（お子様のお名前が記入されているもの）

乳幼児福祉医療費受給券

5. 申請後は、

- ① 「養育医療券」は、後日、特定記録郵便でご自宅へ郵送いたします。

- ② 入院中の指定養育医療機関の窓口に「養育医療券」を提示してください。

※紛失や、棄損による再交付、住所または保険証の変更、医療機関の変更については、手続きが必要ですので健康推進課までご連絡ください。

養育医療申請窓口

- ◆〒526-0845 長浜市小堀町32番地の3（ながはまウェルセンター内）

長浜市健康推進課 【電話】 0749-65-7759

- ◆〒529-0233 高月町渡岸寺160

長浜市北部健康推進センター（保健センター高月分室）【電話】 0749-85-6420

※乳幼児福祉医療費受給券については、保険医療課（0749-65-6527）へお問い合わせください。